

TOKO

NO. 1 4 4

2006.6.20

どの子も地域の学校へ！公立高校へ！東部地区懇談会

連絡先・春日部市大場690-3

Te l 048(737)1489

Fax 048(736)7192

メール : waraji@muf.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://members.at.infoseek.co.jp/TOKOnews/>

たまには みんなで一緒に 市教委に出かけてみませんか

市教委と話してみようよ

越谷市教委との話し合い

6月30日(金)午前10時～11時30分

越谷市中央市民会館第11会議室

越谷市越ヶ谷四丁目1番1号 048-966-6622. 越谷駅東口徒歩7分

春日部市教委との話し合い

7月10日(月)午前10時～

春日部市教育センター2階検査室

春日部市粕壁東3-2-15 tel 048-763-2441 春日部駅東口徒歩15分

新年度のおどろきや喜び、そして悩みを語り合った5月13日(土)のおしゃべり会から早くも1ヶ月余りが過ぎました。関東地方は梅雨に入り、時折りは夏の兆しを感じさせる空気もまじる日々となってきました。

この間、越谷市では三上さん、春日部市では白倉さんが市教委に足を運び、久しぶりの話し合いの場をもてることになりました。共に学び・共に育つことを求めながら、現実の学校・地域のさまざまな壁にともすれば挫けそうになったり、迷ったりしているひとりひとりの体験や思いを持ち寄り、市教委と一緒に考えてみませんか。初めての方でも参加できます。参加される方は、下記の連絡先へお知らせ下さい。(話し合いの内容はつぎのページに)

連絡先・ 048-752-7351(白倉)

048-975-4573(三上)

090-2202-5271(中山)

048-737-1489(山下)



3年前の確認点がどうなっているかを中心に

2003年に越谷・春日部の両市教委と話し合い、以下の点を確認しました。

まとめると 1. 原則は分離でなく統合 2. 通常学級で育ち合うことの支援 3. 就学指導でなく相談 4. 付き添いを強くない 5. 居住地交流の促進 です。これらについてどこまで進んだのでしょうか。5月13日のおしゃべり会では、これらの確認とはあいられないケースも報告されています。3年前とは市教委のスタッフも顔ぶれが変わっています。市教委の説明を受けながら、具体的な体験を踏まえた話し合いをしていきたいと思えます。なお、時間が限られていますので、これだけはどうしても話をつめたいということがありましたら、予め表紙の連絡先までお知らせ下さい。

越谷市教委との話し合いの確認点

1. 本来は障害のある子もない子も地域の通常の学級で共に育ち・共に学ぶことが大切である。現状ではそこで学ぶための理解や支援が整っているとは言い切れない状況もあるので、親子が望む場合には、特殊学級や盲・聾・養護学校も用意し、そこでの教育を選択できるようにしている。
2. 現状は、上の通りだが、基本的には、障害のある子どもと障害のない子どもが、分け隔てられることなくともに学び育つことができるように、多様な支援方法を検討して障害のある子どもの地域の通常学級での学校生活をサポートする施策を進めてゆく。
3. 地域の通常の学級で共に育ち・共に学ぶ上でのさまざまな壁や親子の不安・ためらいにんえ、支えてゆくための「相談(および支援)」活動については、従来も行ってきたが、今後も努力を傾けてゆく。この相談活動とやむをえず特殊学級、盲・聾・養護学校を選択した親子や就学先に関し専門家の判断を希望する親子に対してのみ行うべき「就学指導」とは、はっきり区別し、まず「就学先判断」ありきという対応はしない。就学相談の担当者には、通常学級を希望している保護者に対してその意に添うよう、指導している。通常学級を希望したり、現に在籍している子どもの保護者に対し、別の場に行った方がいいと勧めるといったことのないよう、今後とも指導していく。
4. 入学時も、入学後も、保護者に対して付き添いの強要は、行わないよう、校長に確認している。登校について不安をお持ちの方が、自主的に付き添っている例はある。また、校内では、現状では肢体不自由の女の子で、お母さんの介助が必要ということで、トイレ介助に行っている例が2件あるが、あくまでも保護者の意思によるもの。現在、市内の通常学級では T.T. や緊急雇用対策等の活用を含め、障害のある生徒の在籍する学校に教育委員会の予算で補助の教員を配置している。その場合、障害のある生徒のためにマンツーマンで付くのではなく、学校を支援する。今後必要に応じ、配置を検討してゆく。
5. 盲・聾・養護学校に行っている児童・生徒も、本来は地域の通常学級で学ぶべき子どもとしてとらえる。現状は養護学校との学校間交流が行われているだけだが、もっと自然な交流にしてゆく必要は感じている。今後は盲・聾・養護学校の子どもが、その子の本来行くべき居住地の学校の通常学級に参加できるよう努力していく。居住地交流の窓口は、市教委が担当する。

上記の諸点を、12月17日(火)の話し合いのまとめとして、確認します。(2003.1.15 確認)

春日部市教委との確認点もほぼこれと同じです。

国の動き・最新情報 - 1

(教育の欠格条項をなくす会準備会資料より転載)

(「学校教育法一部改正案」を審議している参議院文教科学委員会で確認されたこと)

[通常学級で学ぶ子どもの法的扱いについて]

・普通学級で学ぶ障害のある子どもたちは 75 条1項の「その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒」に該当し、小中学校において教育が行われることになる

Q 認定就学でなく、普通学級で学ぶ障害のある子どもたちは、この法律のどの部分に規定されているのか？(4/18 林久美子議員・民主党)

A 75 条1項に基づいて教育が小中学校において行われることになり、「その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒～」の部分に該当する。(銭谷局長)

(小中学校に在籍する障害のある児童生徒全体を指して教育を行うという規定である)

・学習指導要領の改正は 非常に大きな課題の一つとして検討

Q カリキュラムに、学習指導要領の改正はあるのか？(4/25 後藤博子議員・自民党)

A 通常の小中学校に在籍する障害を持つ子どもに対して小中学校においてしっかり教育していこうというのが75 条の規定である。法律改正に関連して学習指導要領の改訂作業のなかで小中学校における障害を持つ児童生徒への指導の充実についても、非常に大きな課題の一つとして検討を進めている。(銭谷局長)

[施行令第 22 条の 3 について]

・強制的な書き方は 用語等の改正を含めて検討

Q そこに就学させるべきという、非常に強制的な書き方になっていることについての見解を(4/18 神本美恵子議員・民主党)

A この規定に該当する人はすべて盲・聾・養護学校に就学しなければならないと読めるが、運用はそうになっていない。弾力的な運用が可能であるという点が明確になるように必要な検討をする。用語等の改正を含めて改正の検討をする。(銭谷局長)

[特別支援教育について]

・特別支援教育の理念をどう考えるか？ ノーマライゼーション、インクルージョンが国際社会の流れになっていることを認識

Q 特別支援教育の理念をどう考えるか？(4/25 佐藤泰介議員・民主党)

A 障害児の教育については、ノーマライゼーション、インクルージョンが、国際社会の流れになっていることを認識している。学校教育が共生社会の創造に寄与するように更に取り組みを進めたい。(小坂大臣)

[障害児の在籍の在り方の見直しについて]

・すべての子どもたちに通常学級籍の保障を 施設設備や教職員の配置、資質、能力の向上など多くの課題が存在する。充実に努めたい。

Q すべての子どもたちが通常学級に本籍を置くことを保障し、選択的に特別支援学校や特別支援教室を利用するという構想はとれないか？(4/25 佐藤泰介議員・民主党)

A インクルージョンの理念を踏まえつつ、特別支援教育の一層の推進を図るためには、施設設備や教職員の配置、資質、能力の向上など多くの課題が存在する。着実にこれらの充実に努めたい。(銭谷局長)



[就学手続きについて]

- ・ **保護者の希望を制度上保障する必要** **希望を表明する機会を十分確保するよう進めていきたい**

Q 保護者に十分な情報提供を行い、その上で進学希望についての事前協議を行うというプロセスを制度上保障する必要があることについて(4/25 佐藤泰介議員・民主党)

A 本人及び保護者が就学先について希望を表明する機会を十分確保するよう取り進めていく必要があると考えている。こういったことを今後ともしっかりと行っていきたい。(銭谷局長)

- ・ **選択権を与えていく手続に改善を** **質問の趣旨を勘案しつつ、手続きの在り方を含め十分検討する**

Q 就学先の決定に関し障害のある児童生徒に選択権を与えていくなど手続きを改善していく必要があると考えるが(4/25 佐藤泰介議員・民主党)

A 就学先の指定については、障害のある児童生徒の就学の在り方についての検討の中での質問の趣旨を勘案しつつ、今後、手続きの在り方を含め十分よく検討する。(銭谷局長)

[支援員、介助員の配置について]

- ・ **支援員、介助員の配置と財政措置を** **各市町村で適切に判断されるべきもの。国がどんな支援が可能か、交付税算定の基礎項目にするなど今後の検討課題。**

Q すべての学校で特別支援教育が行われるという理念の転換に合わせた支援員、介助員の配置と財政措置について(4/25 山下栄一議員・公明党)

A 小中学校における介助員などの教員や児童生徒の支援を行う職員の配置については、各市町村の教育委員会において適切に判断されるべきものである。これに対して、国としてどんな支援が可能かについては今後の検討課題として取り組む。(小坂大臣)

A 市町村の一般の学校での実態把握はしていない。法改正の趣旨等を踏まえ、財政措置、交付税算定の基礎項目にするということについては考えていきたい。(山崎総務副大臣)

[学校のバリアフリーについて]

- ・ **障害者用トイレの設置、緊急に計画を立て特別予算を** **必須の条件であり、計画的な整備は極めて重要な問題**

Q バリアフリー化の中でも特に障害者用トイレの設置については、緊急に計画を立て特別予算で取り組む必要があるのではないかと(4/25 山下栄一議員・公明党)

A 障害児、児童生徒が学校で学ぶにあたってやはり必要な条件である。学校の地域活用の面、災害時を考えても必須の条件と考えるのが自然と思う。まだまだ整備が遅れていると言わざるを得ないと認識している。合理的な整備計画を策定して計画的な整備を行うように指導していきたい。日常生活において必要な対応を考えて計画的に整備を進めていくことは極めて重要な問題だと考えている。(馳副大臣)

A 学校のバリアフリー化を推進していくことは大変重要だと認識している。その観点から所要の財源を措置している。今後も文科省と連携しながら積極的に推進していきたい。(赤羽財務副大臣)

[拡大教科書について]

- ・ **国の責任による供給のための方策は** **確実に無償で供与されることは大変重要**

Q 教科書無償法を改正して、出版社に義務付けること、拡大教科書のための教科書のデータ提供の義務化はできないか。安定的な供給体制のための機関設置については(4/18 神本美恵子議員・民主党)

A 拡大教科書を必要とする児童生徒に確実に無償で供与されることは、大変重要だと思っている。新たな義務を課すことは直には難しいが、一日も早く必要な児童生徒に拡大教科書が供与されることを目指して具体的な方策の検討をしていく。各都道府県教育委員会に相談窓口を設置することを要請していきたい。(銭谷局長)

A 義務化は命令できないが、教科書協会に対して積極的にやってもらえるように私も努力する。(小坂大臣)



国の動き・最新情報 - 2

(教育の欠格条項をなくす会準備会資料より転載)

「教育基本法改正案」を審議している

衆議院教育基本法特別委員会 (2006.6.5)

【鳩山邦夫議員】

今度の教育基本法にですね、第4条の2項でしょうか、「国及び地方公共団体は、障害のある者がその障害の状態に応じ十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」とあります。この解釈について、お尋ねをしたい。私はですね、インクルーシブ教育、あるいは統合教育、インテグレーションと呼ばれるような、要するに障害の有無に関わらず、まず一緒に生活をする教育を受けるということが必要であろうと思っています。ところがですね、実際には就学前の振り分けというのをやる、親や本人の希望ではなく、あなたはこうだからと言う、私は就学前の振り分けは止めてですね、原則全部一緒に、今では特別支援教育というのがあるでしょうが、そちらの学校というのではなくて、全部普通の学校で受け入れるという姿勢を見せて、その中で、いろんな状況に応じて親や本人の状況や希望を聞いて、特別支援教室あるいは特別支援諸学校へ移すという方向にしたいと思うんですね。それは障害者基本法の方にはそういうようなことがはっきり書いてあるんで、私この教育基本法は若干ニュアンスが違いすぎる、従って障害のある者が障害がある、障害の状況はああだこうである、だからこっち行け、あっち行けという押し付けにこの条文が使われたらたまらないと思いますので、原則は障害児も一緒に教育をする、どうしてもできない人はいろんな親の希望を聞いて、別にやってるというふうには大臣も考えているということをおっしゃってください。

【小坂文部科学大臣】

改正法の第4条第2項は、これまでの取組みを踏まえまして、障害のある児童一人ひとりの多様なニーズに応じた教育上の支援について、小中学校の通常の学級での対応を含めまして、一層充実することを目指したものでございます。また現在国会に提出しております学校教育法等の一部を改正する法律案におきましても、小中学校を含むすべての学校段階で特別支援教育を推進することを明確に規定をすることになったわけでございます。その中でそういった状況を踏まえた上で、共生社会の実現のための教育に課せられた役割には、極めて大きいものがあると認識をいたしておきまして、特に児童生徒の就学先の決定については、保護者等の意見をこれまで以上に十分に聞くようにしていく方向で、積極的に検討してまいります。また障害のある子どもとない子どもの交流及び共同学習ということに一層の推進を図ってまいりますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

【鳩山邦夫議員】

いやあ実際には、普通の学級に行きたかったのに行けなかった、というお子さん方と私は何度も何度もお会いをしてるんですね。そうすると今の小坂大臣のおっしゃったような形ではなくて、希望を言ってもだめ、という感じで、就学前の振り分けをやる、だから原則就学前の振り分けはやらないというのがいいと思うんですが、猪口大臣いかがでしょうか。

【猪口国務大臣】

この政府案で述べている、この4条2項の所は、文科大臣がお伝えしたように解釈されているものと思います。つまりまず保護者の意見は徹底的に重視する、そして交流及び共同学習の方向性を、それは国連で議論されているインクルージョンの思想を取り入れ、そのように実質的な運用をしていくという考え方であると考えております。

【鳩山邦夫議員】

今の言葉を信じて私の質問を終わります。ありがとうございました。

久しぶりに (5月13日・土 北部市民会館で)

室内でのおしゃべり会をしました

三上優佳さんの挨拶：うちの娘が11年前に小学校に入ったときは、今より気楽に普通学級でやっていた気がします。うちの娘がいま通っている越谷西養護ではこれから居住地校交流をやりますと言っているんですが、越谷市内の学校では1校も受けようという所がないそうです。地域の学校の状況がずいぶん厳しくなっているような気がします。今日はざっくばらんにいろいろお話しあえるといいなと思って企画しました。

自己紹介と近況報告(約40人のうち初参加の方だけ抜粋しました)

初めまして。子供は中三。小学校五年生くらいから、担任が子供を見ると「授業についていけないから、他の子供に迷惑がかかるから転校しなさいよ」と言うようになった。六年生るとき、職員室に引きずり込まれ、ずっと職員室で勉強させられた。中学は特殊学級。いまは毎日通っている。三年生になり、担任からは「卒業後は養護学校しかないですよ」と言われたが、高校という選択肢もあるんだと聞き、今日来てみた。

初めまして。子供が自閉症。通園施設から今年保育所に移った。来年以後の進路を妻と話し合っている。情報は通園施設時代の親たちがインターネットしかないので、生の声を聞きたいと思って参加した。

身体障害者通所授産施設の職員。ふだん大人の障害者と付き合っているが、その人達が学校でどうしていたのかを知りたいと思って参加した。

日本青年奉仕協会からわらじの会に一年間派遣されたボランティア。いま休学中。

教員。いま、小学校六年生を担当している。障害のある子も基本的にはその地域の学校で受けとめていくのがいいと思っている。私も受けもったが、周りの子供たちが助けてくれた。ご家族の話も聞いて勉強できたらと思って今日参加した。

付き添い、支援員、バリアフリーをめぐる語り合いました

なぜ付き添いがこんなに増えているの？

「うちの息子は通常学級の四年生。いま『学習支援員』という補助の先生が週三日、残り二日は大学生が付いている。毎年、校長から進級にあたって渋られている。今年も四年生もこのままでやらせてくださいと言ったら、しぶしぶ認められた。本人は自我が出てきて、担当も変わったので、四年生のスタートは休みがちになったり、騒いだりもあった。五月に入り、今週やっとどうにか落ち着いてきた。」

「娘は、小学校二年生。車いす使用で普通学級。一日、三～四回トイレ介助のみ私が行く。教科はすべて一人で受けている。私も楽になり、彼女も楽になった。一年生ときは時々介助に呼び出された。二年で担当も変わり、子供たちも手伝うようになった。」

「小学校二年生になった娘。普通学級に通っている。一年のときから、特別大きな問題もなくやって来ている。ただ、けっこう校外学習が多く、学区内の公園に行くのにいちいち予行演習があり、月に四回散歩するのに全部ついて行くので、先日は学校休んじゃった。毎日給食と昼休みには行っている。私自身が周りの友達と話し、この子の説明もできるので、スムーズに受け入れてくれたかなと思う。何の問題もなく二年生になった。」

「今年小学校に上がった。校長に話しに行ったら、「君

には、補助員を週三日付けることになりました」とのこと。かえって心配になったが、入学してみたら、まるっきりベッタリではなく、が一人で行動しているときに「君もおいで」という橋渡し役。それはいいのだが、がずっと席についているのが難しく、補助員がいなくて担任一人のとき、外に出てしまうので、「今日は教頭先生が付いていました」などと報告がある。いまは、週三日登校から下校まで、私がずっとついていく。私がいると廊下に出ることもないし、授業もできない内容ではないので一緒にやれるが、期限がないのでいったいつまで続くのかという不安がある。校長も教委に週三日の補助員を週五日にしてくれと泣きついたみたいだ。教委が視察に来ている。補助員が「お母さんが来ている時は出ないから、慣れれば大丈夫でしょう」と言ったら、「じゃ、お母さんに毎日来てもらいましょうか」とすれ違いのやりとり。私が少し疲れてしまったので、今日は元気をもらいに来た。」

「子供は車いすで、普通小学校の五年生。入学した当時は初めてのことであり、大変だったし悩んでいた。五年生ともなると、ひととおりのことを経験して、本人が楽しく通ってくれるのがいちばんという気持ちにやっとなった。ついていけない面は沢山あるが、本人が周りと関わりあいながらいろんなことを吸収していけばいいと思う。今年は林間学校がある。林間学校行きますかという話があったので、「はい」と答えた。行くにあたって親の介助が必要と言われて、親が行けなくなるとボランティアをこちらでみつけてほしいと言われてた。

これまで遠足のときは私がついて行ったが、子供とのかかわりがもてなくて、親子だけになるのが不満で、付き添いがなければ連れて行くことは難しいので、結局はついていくことになると思う。」

「私は小学校三年生です。よろしくお願いします。」

「この子(車いす)に補助の先生が昨年後半から付くようになった。今年は昨日初めて会って話した。半年単位だという。もう一人転びやすい子がいて、その子とうちの子とを順番に見るといふ。主に体育、家庭科などの時間。去年はあまりストレスを感じないで過ごせた。今年度はエレベーターの問題がある。教室が二階なのだが、子供同士で乗っちゃいけないと言われ、休み時間にも下に降りられず、二階に缶詰状態。私がいるときは許されるが、その時私は乗らず、一人で操作させる。実績を作って示していきたいと思うが、まだ認められない。」

「いちばん下の子が二十一歳で、もう学校とは縁がないが、わらじの会の活動に関わっている。今年度から春日部市では、その学校の実情に応じて、補助の先生を加配することになった。障害児だけということではない。始まったばかりのこの制度の実態を調べる必要があると思っている。」

なぜ学校として責任もとうとしないの？「担任次第」とは...

「うちの子のトイレの介助について、学校でやってほしいと思うが、医療行為になるので、看護師の資格がないとできないという。でも、保健の先生が看護師の資格を持っているかどうかわからない」

「うちも、小学校一年生のときは付き添えと言われて、最初からけんかになった。少し付いたが、付いていると先生もいやなんだと思う。そのうち、だんだん離れるようになってきた。学区が途中で変わったら、その先生が「危険なことはわかりますか」と訊いてきた。「わかります」と言うと、「じゃ帰っていいですよ」と言われた。それで親を介さずに子供との関係になった。周りの子も、うちの子がいてあたりまえという関係ができた。担任次第だ」

「いまも担任次第だと思う」

「そのへんが腹立たしい。でも、わりといい先生に恵まれていた。親が付き添うのが当然なんて、いつも親に見られて先生もいやだろうに」

「いやがってますよ」

「遅れましてどうも。うちの子は今年普通学級の一年生になりました。事前に学校に行き、先生とも話をしました。その時、学校から補助の先生を教委に申請しているが、まだ承認されていないので、当分付き添ってくださいと言われ、ずっと付いています。付き添えといったのは学校なのに、ほかの子が担任を怖がって『うちに帰りたい。ママに会いたい』と叫んだら『あなたが付き添っているから子供たちが落ち着かないので、廊下に出てください』ということになりました」

「周りの子も先生次第だね」

「うちの子がちょっかいを出すというので、隣の子から席を離されています」

「うちの子が学校行ったとき、放課後迎えに行く」と担任が子供たちを並ばせておいて、「今日はこんなことをやりました」「あんなことをやりました」と大変だという感じで言うので、「ああそうですか。私、そういうことやれって言わなかったですけど」と返した」

「子供なりにわかっている、うちに帰ってくると、学校でよく声をかけてくれる校長とか補助の先生の名前を言うんですよ」

「うちの場合、学校が変わって先生が変わったら、見事に変わった。学校がそんな窮屈なところで、子供が育つわけがない」

「うちの場合、担任の先生に左右された典型といえる。一年のときは丸一日付いてくれと言われた。長年先生をやった来た人で、自分の考えがあり、曲げてくれない。車いすだから高いところは手が届かないので...などをお願いしていたら、突然『もう私はうんざりです』と言われた。『ちゃんさえいなければやらなくていいことを、やらされているんです』これにはさすがに私もキレてしまい、その場で訂正してもらった。学校が変わったら、今度はおおらかな先生で『私、見ますよ』と言われた。ちょうど『特別支援教育コーディネーター』というのができたときで、その先生もやってくれた。前は『休み時間は業務外』とも言われた。決まったことしかできない先生か、融通を利かせてやる先生か、担任の先生によって大きくちがってくる」

「私が働いている学校は特殊学級がなく、いろんな子がいる。私自身は地域で生まれた子は地域の学校でと思う。でも、教員三十人の中はさまざまで、障害児発達診断を受けさせろという教員もいる。でも、子供がいちばん助けてくれると、私は思う。去年、一昨年、特学適だった子も、子供たちから見れば一緒にいるのが当然なんです。子供たちが「こんなことできたよ」と教えてくれる。周りの障害のない子も一緒に育つ。養護学校の枠に入っちゃうと、後で戻ることがほんとに出来ない。しがみついても、いたほうがいいと思う。どんどん連絡でもしあって、なんとか一緒にやってくれるといいと思う」

「先生のほうから私が担任したいと言うことはできるのか」

「校長が、この教員はこの学年と決めてしまう。学校によっては、学年主任がいちばん大事なところをもつという場合もあるし、みんなが平等にという場合もあるし。あとは校長判断」

「障害をもっている子を受け入れようと思わない先生は、障害をもたない子についても同じだと思う。子供が手がかかるのはあたりまえ。できれば障害をもった子のお母さんが、クラスのほかの子のお母さんたちと話していくといいと思う」

「うちの子が消えれば、その次にほかの子が狙われるのは当然だもの。やはり親同士のつながりが大

事だ。うちの子の送り迎えをしていたら、ほかの子で忘れ物をした子がいて、それを私が急いで届けてやったりといったこともあった。大人になったいま、街でうちの子の同級生に会うと、「子供何人できたよ」とか話してる。もし障害のある子が生まれたり、うちの子ががんばっていたからとってくれるのかも。余計なことかもしれないが」

学校のバリアフリー化ってなんなの？

「さっきのエレベーターの件なんですけど……エレベーターだけじゃなくて、一階と三階に障害者用トイレがあるんですが、この子には使えないんです。便器の位置が高くて。その後しばらくして体育館が建ち、今度は使えるトイレができるかと思ったら、やっぱり同じ高いトイレができあがってきた。どれも大人が使うトイレで、いま学校にいる子供が使うトイレじゃない」

「災害時に近隣の住民が避難してきたときに大人が使えるトイレを作るというのも、わからなくはないが、足場など工夫されていないのか」

「学校にお願いしてもだめなので、スノコを用意して自分で工事した」

「うちの子供が小学校に入ったとき、入学式や授業参観のために車いすのぼくが行けるようにしてくれたのになあ。」

「娘が学校に行ったとき、シャワー室など車いすの子のための改造をした。今の状況はひどい」

「できあがったものは直せないけど、水のみ場とかは娘用に直してくれた。二度手間になっている」

「幼稚園の担任の先生は宿泊学習もやってくれたが、小学校に入ってからはずっと付き添い」

「養護学校でも付き添ってる親がいる」

「人工呼吸器をつけている子の親と話したが、生きていく上で必要なことは医療行為じゃないのではないかと。障害のある子供に手をかけてくれる先生とそうじゃない先生の差。責任をとりたくない先生なんじゃないか。昔の先生は、おもしろする子のためにパンツを二、三枚持っていた。それから、付き合い方がわからない。自分自身がそういう子供の中で育てない。いまの先生は結構エリート。学校の勉強ができて付き合い方はわからない」

「うちの子をみて、何年かみて、子供を見る目が育つ。同じクラスの中において、いろんな子がいるのはあたりまえ。昔もこういうのあったと聞いて不思議。いまの子達のほうが大変」

「先生にもよるし、先生と校長と学校の関係。県教委に言っはいるが、県は研修していると言っているが、机上の話。差別事例を伝えているが、一部の例だと思っている。上田知事にも言っているが」

「学校を卒業したら、地域の現状がわからなくなっている。縁が切れて何年も。一緒にやってきた仲間で

作業所を作った。そこに養護学校の先生が来て、入れてくれと。入れなきゃならない。じくじたる思い。どうしていったらいいか」

「声をあげていくしかない」

「養護学校を卒業して作業所に来た子、親も何も思っていない。養護学校に入れて良かったと思っいるくらい。私達も段階を踏みながらとは思って、作業所を作ってやっているが、単なる受け入れ先になってしまっている。パンをやっているが、作っているときは障害者そっちのけで……自分でも何やってるんだろうとも思う。それでも息子はパンのときはちゃんと起きていくから仕事だと思ってるのかな。養護学校の卒業生を受け入れていかないといけないし、おもしろくもなんともないんだけど。だから今教育が原点だったかなと思ひ返し、こういう場に来るようにしている。みんなと一緒にということにこだわってほしい。一緒に育った子が大人になった時、どこかで覚えてくれている」

「地元の中学の卒業式。とても良かった。君がいてくれてよかったという言葉が」

「うちの子のときも卒業式はあたたかかったよ」

2,006年5月13日



埼玉県教育委員会教育長 様
埼玉県教育委員会教育委員長 様

どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会
代表 斉藤尚子
みんな一緒に普通学級へ・埼玉連絡会
代表 加瀬正美
埼玉障害者市民ネットワーク
代表 野島久美子

要 望 書

新年度が始まり、教育局の皆様方におかれましても新たな気持ちで教育行政に取り組んで頂いているものと存じます。4月28日にはさっそく新体制での話し合いの場を設けていただき、ありがとうございました。

残念ながら昨年度は連絡会関係の3名の障害のある生徒が、定員内不合格という結果に終わってしまいました。何度ももたれた話し合いや高校教育指導課長のご尽力があったにもかかわらず、このような結果に終わったことは埼玉県高校教育の後退と言わざるをえません。

昨年度に引き続き課題の検討とさらに地域で共に学びたいという障害のある生徒たちの願いを受け止めていただくために、以下のことを要望いたします。

記

障害による不利益をなくすためには、受験上の配慮はもちろんのこと、定員内不合格を出さないことが最低条件であることを確認し、中学、高校にも早くから説明を徹底して行って下さい。

2. 入学者選抜について、高校の統廃合が進む中、障害があるために遠くの高校へ通えない生徒のため、地域の公立高校に優先的に入学できるよう配慮してください。

3. 昨年度、課長、主席が高校に直接指導したにもかかわらず、定員内不合格が繰り返され、連絡会関係の3人の生徒が切り捨てられたままになっている事態を一刻も早く打開してゆ�ために、県教育局としてどう行動するのか、その手順も含め具体的に示してください。

4. 高校に対して、入学後の高校生活に関する不安を解消するために、義務教育段階の通常学級で学んでいる障害のある生徒の学校生活のようすや受け入れ校の工夫などを直接知ることができる機会を保障して下さい。また、受験する予定の障害のある生徒が高校に体験通学する機会を保障することによって、教員たちの本人とのコミュニケーション能力を高め、入学後の高校生活に関する不安解消もできるようにして下さい。

5. 貴局は中学校の「心のバリアフリー」の授業の教材として人権啓発ビデオ「風の旅人」の活用を勧めており、そのビデオから学ぶべきポイントの第一として「障害を『どこかに異常があって何かができないこと』と固定的にとらえない。」と、正しく述べています(貴局のホームページ)。これは、「障害」とは「障害がある」とされた個人から「だや心の『異常』とか、その『異常』によって『何かができないこと』であると見てしまう固定的な見方への鋭い批判です。そのような『個人の特性』と見えるものは、実は多数の他者との関係が重なって投影された姿なのだということです。固定的な見方では「コミュニケーションが成り立たない重い障害のある人」と見えるものが、実はさまざまな人々が共に学び、共に働き、暮らしあう体験を失い、忘れつつあるこの地域社会の現実なのであり、周囲の人々のコミュニケーション能力が衰えているということなのです。

連絡会関係の3人の生徒達を「能力・適性がない」と定員内不合格で切り捨てたことは、まさに高校と貴局が「共に学び、共に生きる」上での能力・適性を失っていることを意味します。この連絡会関係の3人のような手がかかる生徒を受け入れたら高校は成り立たないといった思い込みは、ビデオから学ぶべき第2のポイントである「真の自立とは他者の手を借りることにより、初めて実現するものである」ということと正反対です。この3人の生徒を受け止めてこそ、初めて高校の教員・生徒も共に真の自立への一歩を踏み出すのではないのでしょうか。

ホームページの内容を、どのように具体的な施策の見直しにつなげてゆくのか、明らかにしてください。

話し合いの時間を有効にするためにも、ぜひ文書での回答をお願いいたします。

「障害児」の高校進学 どうやって来ようか

お話：北村 小夜さん（障害児を
普通学校へ全国連絡会世話人）

障害があっても高校へ行こうという子供は
確実に増えているが、受け入れがよくない吉
井さんの受験の話がきっかけで不安になり、
先日話に来たのが今日のきっかけ。

共に学ぶというのが低学年だけではなく
高校くらいまでは視野に入れておかないと
それが卒業してからの第一歩になると考えて
いる。

板橋のUさんは「私、高校に行ったらバカ
が治ったと言った。中学校までさんさん特学
へ言われてきた。高校に行ったらつやく一人
前に扱われた感じなのだろ。」

高校に行くとき、まず「試験があるよ」と言
われる。私も三十年前、担任していた特学の
子が高校行きたいと言ったとき、「試験がある
よ」と言ったら、「がんばるよ」と。「漢字書け
ないや」と言ったら、「高校行って漢字書
くも」と。それで、そつたよなど。校長、教
頭も高校行きたいよな」と。結局全日は落ち
て定時制に。その時、私は、内申書に、国語
はなめらかない字を書きます、算数は繰
り上がりで苦労します」と書いて送った。一

カ月後、定時制の教員から電話があり、北
村先生、さぼってたんでしょ。僕が教えたら5
+6ができましたよ」と。さすがですねとほめ
ておいた。でもまた一カ月後に電話があり、
「あれは高校に入ったらはずみだったんでね。
8+5はできません。苦労してます」と。

数学の教員が本人に言った。君が二年に
上がると、僕はいつしよに勉強できない。もう
一年、僕といつしよにやってみないか。そう言
われて「うん」と。そして留年に。そのときツッ
パリの一人がやはり留年。「お前も留年か」と
それで結局ツッパリは中退せず卒業した。元

教員は「いまでもすすむくんのおかげで卒業
できた」と語る。

高等学校の学習指導要領：「心身に障害の
ある生徒」が高校に来ることを国が認めてい
る。だから、当然のこととして要求してよい。
遠慮するといふもつまいがない。

卒業について：7.4単位以上とかか。すべて
絶対的なものではない。いろいろな工夫ができ
るように、システムとしてはなっている。単位
の趣旨を踏まえて、弾力的に」と書いてある。

神奈川の集会に行ったら、「Uの子について
はすべての教科を3から始めよう」と教員たち
が考えている高校があった。ほんとはそついつ
こではなく、教員たち一人一人に3になる
ようにがんばってほしい。でも、学校全体だと
そついついかなのだらう。

別のところでもアルファベットの教えるとい
たことは善意からなのだが、本人や親にした
ら、そついつ形で教える養護学校へ行かせるの
がいやで普通学級に教える。一対一で教える
とできる子がいて、普通学級でいじめを受けて
特学で笑顔が出た子がいると、やはりこが
合っていると思う特学担任がいる。でも笑顔が
出るのなら、みんなの中で出てこそ値打ちが
ある。

ダウン症のやつちゃん、皆の中で字を書いて
いた。中学になると「ちょっと黙ってる」と言わ
れることが増えてきた。テストのとき、やつち
やんが百点のみに紙切れをくれる。私にはわ
からないが、生徒にはおめでとつと読める。
生徒同士で俺は五枚持っているとか自慢しあ
っている。

高等学校のとき、やつちゃんに足蹴りをか
けた生徒がいたが、同じ中学から受けた四人
の子がかばった。それを見て、四中から来る生
徒はすてきたね」と言ってくれた。予想通り合
格した。

昔風の高校行くなからこれだけクリアし
ないと」という適格者主義はある意味でなく
なってきたが、その学校の教育を受けるに足
る能力「適性」という新しい能力主義が増して
いる。少し前までは「定員内不合格は県教委
として出さないよう高校に言うが、最終的決
定は高校で」と言っていた。しかし、宮城では
「定員内不合格はあたりまえ」という雰囲気
になってきた。すべての学校で定員内不合格が
出ている。いま東京、神奈川、大阪以外はみな
定員内不合格を出している。

事前協議 障害が重いかさつとしてほしい
といつことが、かえって不利になる場合もある。
高校の先生の感想として「あ、試験の日だけ
でこんなに大変なんだから、毎日ならさぞ大
変だろ」と。

増田裁判のとき、学校が教育をすること
らならば、教育を必要とする順番にとつたら
いいだろ」と私は言った。そつ話したら、裁
判長も深くつなすいた。ひょつしたら勝つか
もしれないと思つたが、だめだった。高校の受
験をすることつのは、そついつつことをどれだ
けわからせられるか。

特別措置 たしかに必要なからする。金井
康治の受験のとき、ずいぶん長い間教委と話
し合つた。二晩ほど都庁に泊り込んで、得た結
論は、いまの受験の制度は障害児にとつて差
別的であるといつこと。そついつ確認文書を
とつた。金井康治の勉強につきあつて、何もわ
かっちゃいないとがわかつた。何も触つたこと
がないから、圧力とか温度とかわからなない。そ
ういつことは本人とか、近くの人が言ってくれ
ないと、なかなか周りの者にはわからない。

84年に三人の全言の子が受験したとき、
解答题、問題用紙を点字にした。しかし採
点したら、三人とも不合格。問題をていねい
に点検したら、たとえば国語の中に色彩の問
題があった。本人の障害の不利に関する問題
だとして、それをはずしたら二人が合格した。

そついつふうにいねいに受験する子供の必
要に則した要求を出していかない。

梅村涼の受験のとき、母が「漢字にフリガナ
を」と求めたら、すぐ「漢字を読むのも受験の
うちです」と断られた。私が「だつて知恵の足
りない子には知恵を補うべきでしょ」と言つた
らOKになった。結局、音読といつ形だが。

神奈川の場合、添付書類を有効に読むとい
う形で、1.4倍でも合格している。書類には
簡単なことしか書いてないが、それを読む気が
なつた人が読めば合格になるといつこと。それ
が不合格だといつ裁判など起きていない。

要するに、いまの選抜制度では不利といつ
こと。神奈川の場合、合格はしたが、高校側で
（好意として）介助をつけましようねと。親
が皆の中で育つていきたいからこつに来たんで
す」と。校長は困つて「じゃ、二人担任にするこ
とだけは認めてください」と。その次に入つた
人は同僚に言われてついでに「あ、あつこさん
す」と言つてしまった。やはり学校と本人は対
等ではない。言つていかなくてはならなない。

高校へ行くとつが増えていると同時に、ちよ
つと油断してついでに元に戻つてしまつている。
新潟で今年、全員定員内不合格。言われた
ことを全部やつたけど入れないと言われたが
今のように適格者主義がはびこつているとき、
具体的なことだけではなく、なぜ高校に入れ
たいのかを伝えていかないと。

6・11 どの子も地域の公立高校へ埼玉連
絡会主催の学習会でのお話のメモです。（



誰でも参加できるイベント情報 6～7月

TELは連絡先

- 6月 21日(水) 障害者の職場参加を語る会
午前10時 職場参加ビューロー・世一緒
048-964-1819 (NPO 法人職場をすすめる会)
- 23日(金) 橋本宅手話会
午後8時 橋本宅
048-737-1489 (黄色い部屋)
- 25日(日) CILわらじ総合協議会総会
午後1時 ゆっく武里
048-738-4593 (ケアシステムわら細工)
- 30日(金) 越谷市教委との話し合い
午前10時 越谷市中央市民会館第11会議室
048-737-1489 (黄色い部屋)
- 7月 1日(土) 埼玉精神障害者の医療と生活を考える会
午後2時 浦和ふれあい館・第2会議室
048-824-5626 (ねいるん 武内)
- 3日(月) 教育の欠格条項をなくす会準備会定例会
午後6時半 新都心・ウイズユーさいたま4階
048-479-3799 ふくしネット213気付
- 8日(土) ネットワーク合宿(～9日(日))
県民活動総合センター
048-737-1489 (埼玉障害者市民ネットワーク)
- 10日(月) 春日部市教委との話し合い
午前10時 春日部市教育センター2階検査室
048-737-1489 (黄色い部屋)
- どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会事務局会議
午後8時 南浦和・ぺんぎん広場
048-866-3832 (ぺんぎん広場)または048-737-1489
埼玉県障害者施策推進協議会
午後1時半(傍聴受付30分前～)
問い合わせ 048-830-3312 (埼玉県障害者福祉課)
- 14日(金) 社団・ネットワーク合同事務局会議
午後1時半 場所未定
048-737-1489 (埼玉障害者市民ネットワーク)
- 19日(水) 障害者の職場参加を語る会
午前10時 職場参加ビューロー・世一緒
048-964-1819 (NPO 法人職場をすすめる会)
- 27日(木) 共に働くまちを拓く勉強会
午後6時半 越谷市中央市民会館5階
048-964-1819 (NPO 法人職場をすすめる会)